内閣衆質一一二第二号

昭和六十三年一月二十六日

内 閣 総 理 大臣 竹 下 登

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員竹内勝彦君提出有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の行政に関する質問

に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議院 議 III 例: 内 勝彦君提出有線ラジオ放送業務の運 用の規正に関する法律の行政に

関する質問に対する答弁書

一について

有 線電 気通信に ついては、 有線電気通信設備により提供される役務の内容に応じて、 関係法

令が 整備されており、 今後とも、 その基本的法体系に従つて対応してまいりたい。

二について

道 路 \mathcal{O} 占 用 許 可 ' を 受 け な **\ で設置され てい るケーブルに . つ い ては、 道路管 理 一者は、 行 政 代 執

行法 (昭 和二十三年 法 律第四十三号)に規定する要件に該当する場合には、 同法に 基 づ き撤 去 す

ることができるが、 それ以外の場合にまで、 撤去することができるようにすることは適当でな

\ <u>`</u>

四

は、 また、 民事 所有 法 上の 者 手 等 続を経て行うことが原則とされているところか \mathcal{O} 承諾を得 な *(*) 、で電柱 等に 設置され てい るケー ブル ら、 に 電 柱 所· つい 有 て 者等 は、 権 が 自 利 力で 0 実 撤 現

去することができるようにすることは適当でない。

三及び六について

有 線 ラジ オ放送については、 その業務の態様 から、 許可制とし、 また、 許可制が適用される

事業と同 様 に欠格が 事由に 関する規定を設けることは適当でない。

な お、 有線 ラジ オ 放送業 務 の運 用 O規 正に関する法律 (昭 和二十六年法律第 百三十五号) に違

反 した場合 に は 期 間 を定 め て、 業 務 0 停 止を命じ、 又は業務 0 運 用 を制限することができる

こととされている。

四について

道路占用料は道路使用の対価として定められており、 また、 電柱共架料等は電柱使用等の対

価であり、いずれも所定の額を支払うべきものである。

五について

道 路 の占用については、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第三十九条第一項の 規定に 基

き占用 料料 を徴収することができ、 同条第二項の規定に基づき、 玉 は、 政令 の定め るところに

ょ り、 適 切切 な占用料 0 徴収を行つてい るところであ ŋ, 地 方公共団体 に お 7 て ŧ, 条例 0 定め

るところにより、同様に徴収を行つていると承知している。

七について

法 に 違 反 L 7 7 る事業者に 対して は 法 に従うよう 指 導 L てま ر را ŋ た ١ ر が、 適 法 に業務 を行 0

ている者に対して特段の措置を講じることは適当でない。

八について

有 線ラジ オ放送事業者がラジオ放送の再送信を行う場合には、 放送事業者 の同 意が必要であ

り、 同意を得ていない者に対しては同意を得るよう指導してまいりたい。

また、 有線ラジオ放送事業者が、 有線ラジオ放送の業務 の用に供する設備により有 線 テレビ

ジ ョン放送を行おうとする場合には、 有線テレビジョン放送法 (昭和四十七 年法律第百十 - 四号)

 \mathcal{O} 規律を受けることとなるが、同法に違反する場合には、 同法の規定に従い是正措置を講じて

まいりたい。